

高齢者の医療を支えるしくみ

後期高齢者医療制度

75 歳以上および一定の障害がある 65 歳以上の高齢者は、独立した医療保険制度である「後期高齢者医療制度」に加入します。

運営主体は広域連合

都道府県ごとに全市区町村が加入する「後期高齢者医療広域連合」が運営主体となって、保険料の決定、医療費の支給等の業務を行います。なお、保険料の徴収や窓口事務は市区町村が行います。

○保険料

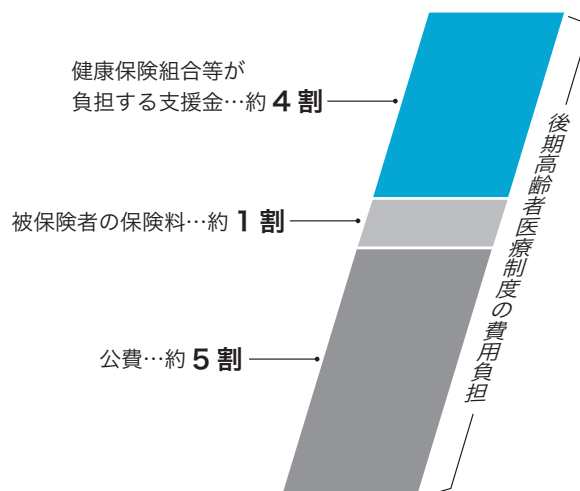
保険料の額は広域連合ごとに条例で定められますが、原則として都道府県内均一で、「世帯の人数（応益分）」と「所得（応能分）」によって算出されます。健康保険のように「被扶養者」という制度はありませんので、加入者は全員被保険者として保険料を負担します。なお、所得が一定基準以下の場合や健康保険組合等の被扶養者であった人の場合には負担の軽減措置があります。

○保険給付

療養の給付、療養費、訪問看護療養費、高額療養費、高額介護合算療養費など制度加入前とほぼ変わらない保険給付を受けることができます。

○財源の約 4 割は健康保険組合等が負担する支援金

制度を運営する財源は、被保険者自身の保険料が約 1 割、公費が約 5 割で、残りの約 4 割は健康保険組合等が負担する支援金になります。



後期高齢者医療制度に加入すると、健康保険組合の被保険者・被扶養者の資格を失います

後期高齢者医療制度は独立した医療保険制度ですので、健康保険組合の被保険者・被扶養者が後期高齢者医療制度に加入した場合は、健康保険組合の加入資格を喪失します。

そのため、後期高齢者医療制度の対象となる被保険者に 74 歳以下の被扶養者がいる場合は、被保険者の資格喪失に伴って、その被扶養者も健康保険組合の加入資格を失うことになります。資格を喪失したあとは、国民健康保険など他の医療保険制度に加入しなければなりませんので、ご注意ください。

- 75 歳になった被保険者
- 75 歳になった被扶養者

健康保険組合の加入資格喪失

→ 後期高齢者医療制度に加入

- 75 歳になった被保険者の 74 歳以下の被扶養者

健康保険組合の加入資格喪失

→ 国民健康保険など他の医療保険制度に加入